

箕輪城と武田氏

長野県立歴史館参与・信州大学名誉教授 笹本正治

はじめに

高崎市文化財情報 箕輪城

榛名山東南麓の丘陵上を中心に、北東と南西の平地部を含んだ戦国時代の平山城

東西約 500 メートル、南北約 1,100 メートル、面積約 36 ヘクタール（史跡面積＝約 21 ヘクタール）におよぶ西上野の中核的な城郭

北西から南東方向にのびる尾根上に主要な曲輪を直線的に配置、これを核に多数の曲輪を線対称状に配置

曲輪の画は本丸周囲を巡る最大幅 40 メートル、深さ 10 メートルに代表される広大な堀

西暦 1500 年前後に長野氏が築城し、その後 4 代にわたって長野氏の本拠

永禄 9 年（1566）に難攻不落だった箕輪城も武田信玄に落とされた

→この城について、様々な角度から見ていく

1 『甲陽軍鑑』に見る箕輪城

信濃上野境碓氷峠合戦之事（天文十五年〔一五四六〕、上野国にて上杉家の侍大将衆内より評議）おのおの信州さくのかうりへうち出、それより甲州へ働、武田晴信をたやし申べき」と、手にとるやうに談合いたす。

各々、「尤」と一どうする中に、上野みのわの城主なが野信濃守（業正）、ゆみ矢かうしやの侍大将にて、分別をきわめ申ハ、「各々筋なきゞをたくミいだして被仰、抑、此ごろ、上杉衆のゆみや、扱ハ上杉家国々仕置迄、ことごとくぎやくになり、じゆんなる儀、大方とりうしなひ、北条氏康二度々しほゝつけられ、『何とも致し候て、北条氏康ニ上杉家を退治せられぬやうに』と、思案・くふうハなくして、かまわぬよその国と、とりあいたまふ武田殿と、取合を初、それをよくすれば尤なれども、必をのをのをくれを取り可被成事、うたがいあるまじ。（中略）『上野・武蔵え、晴信公はつかう被成よ』と申程のもの成れば、のをののかたがたハ武田殿へちうせつの人々なり。なが野信濃守におみてハ、以来御覽候へ、晴信エ隨身申まじく（候）」とのゝしつて、座敷を立、みのわへかえり、のをのがむこの両小幡（小幡尾張守・小幡図書助）に異見申候。（『甲陽軍鑑大成 第一巻 本文篇上』252 頁）

→年次等事実ではない

（廿三、晴信公碓氷峠に板垣被残置事）（天文十六年・一五四七）

一、晴信公、うすいとうげにて、十月六日に、関東衆にかちたまひ、同月十日に帰陣あり。あとに板がき信形を、極月朔日までのこし置たまふ。子細ハ、「上（野）みのわの城主、長野信濃守計、今度のうすいとうげへ、動出ざるにより、此信濃守、殊ニ以、大かう一にして、ゆみやかうしやの侍たいしょうなれば、上杉衆をもぬきいではたらき、ほうばいどもに能くおもわれ、他国への名をも取る儀なり。（258 頁）

→幻の戦い

（卅七、上州みか尻合戦之事）（弘治三年・一五五七）

其後、長野信濃守居城みのわへ、信玄公おしよせたまへば、同月十二日に、「川中嶋ゑ越後の景虎はたらき出たる」と申来る（二）付、上野をすてゝ、又川中嶋へ御馬をよせられ、

五月の末まで、御対陣あり。帰陣被成て、同年八月、又信玄公、**上野ミのわ**へ御はたらきあり。**西上野の毛作をふり、やきばたらき**あそばし候へども、をのをの居館ゑこもり、でんどうへ出てたてをつき申事、いたさず候故、十月中旬に、信玄公御馬入たまふ。(323頁)

→事実ではない

(四十三、信玄公上野へ御出馬之事)

一、永禄二年(一五五九)九月初に、信玄公、甲府を御たちあり、**上野ミのわ**、**長野信濃守**お、おさへ、**西上野の毛作をふり**たまひ候へども、**長野信濃守**、地戦にハ千騎、と申て、かたく八百騎ほど持ち、弓矢かうしやの侍大しやうにて、其上、西上野を大かたゑんるひに仕り候へば、五度や六度の御動ある分にてハ、中々よわけを見せ、信玄公御ひくわんにもなりがたく見ゆる故、十月半に、信玄公御馬を入たまふ。(327頁)

→事実ではない

(四十九、上野小幡尾張守信玄公ゑ奉公之事)

一、西上野侍大しやう小幡尾張守(国峰城主小幡憲重)、あひむこ小幡図書助(小幡景高)と申侍大将にてだてをせられ、牢人して、甲府へ参り、信玄公をたのミたてまつる故、則、信玄公(御)かゝへ被成、信州大日向(佐久穂町大日向)といふ所にて、五千貫の所領を、かんにん分とありて、小幡尾張守に被下事、庚申五月成り。然者、小幡尾張・小幡図書兩人ハ、**上野みのハの長野信濃(守)**むこなれども、小幡尾張をバ**信濃守**にくむ。(中略)尾張守才覚を以、西上州の城三ヶ所、信玄公御手に入。其外、其年三月、越後の謙信をそむきたる侍衆、其年中に又、氏康ゑかうさんいたす。西上野衆ハ、信玄公ゑ御礼申。但、安中(安中市安中)・松枝(松井田城・安中市)・**ミのわ**(高崎市箕郷町東明屋)、三ヶ所ばかり、信玄公御手に不入候也。(331頁)

一、同(永禄六年・一五六三)二月廿六日に、松枝城へ、飯富兵部少・あざり・小宮山丹後三頭ニ、御旗本足軽大将、城野伊庵弟忠兵衛・原与左衛門・市川ばいゑん、都合六頭を以、おしよする。安中の城へハ、甘利左衛門尉・小幡尾張守二かしらニ、旗本より、あし軽大将原美濃守・そね(名所きれたり)都合四頭をしよする。**みのわの城**へハ、内藤修理少・飯富三郎兵衛・ぐん内の小山田孫三郎・馬場民部助四頭ニ、**みのわの城**をおさへる。

(350頁)

→事実ではない、時期が異なる

一、**みのわの城**、信玄公御人数二万を以、もみくづし被成候。其せつ、城の伊庵、**みのわの城**大手ニおみて、日の内に両度の鑓をあわせ、二度の鑓に一人強気という葉、鑓のゑのたおみたるを、我がひざにておしなをし、出る敵をまちて鑓をあわする。是を信玄公御覧ぜられ候。伊庵手をおい候。弟忠兵衛うちじにする。扱又、飯富三郎兵衛下にてハ、越後牢人おうくまという侍、其日大こうの働故、敵の中へ入まじり、よき武士とくみうちするとして、敵にさし物をとられ、くみふせたる敵の首をとり、其後あつかけ、さし物をとり返し、かへりたるを、是も信玄公御覧ある故、御陣引候へば御かん状を被下。馬上卅キ、足軽七十五人預ヶ給い、女房出頭人、ございしやうむこに被仰付候。則、じゆりようさせ、大くま備前ニ被成、旗本足軽大将になる。就中、**みのわ城**落城して、**永野信濃守**女房子ども、ことごとく御せいばいなり。乍去、信濃家中にて、武辺覚の武士を二百騎めし加ゑら

れ、内藤修理ニあづけ被下、みのわの城代ニさしおかるゝ。修理、はじめ五十きと、いまの式百と合、式百五十騎の同心ニ、手前被官共ニ三百騎の侍大将と成、みのわの在城して、西上野七郡のぐん代仕り、新田・あしかゞ、武蔵、両筋の御先ハ、内藤修理少なり。西上野七郡に七年かゝ被成候ハ、長野が故なり。

一、長野信濃守、大こうの武士といゝ、地戦には千騎の侍をもち候故、みのわの城、信玄公三十七歳の時より、としどし働たまひ、四十三歳にて、七年めニ、みのわの御手に入。是も三年以前、かとの西の歳、信濃守病死（し）て、二十より内のせがれの代にも三年もち、今度落城にも、信玄公の衆ニ手おひ・死人おほし。此ぎハ、永野信濃守家中（の）侍衆、よき武士共なる故、如此シ。信濃守衆、二百き余、ねし出さるゝ中、上泉伊勢守と申もの、武辺ほまれおほき侍なるが、此者、信玄公へ御いとま申うけ候。（351頁）

一、永禄六年（一五六三）、上州みのわ、つばき山にて四郎殿（勝頼）十八歳の時、うみ陣に、長野が内にておぼへあるふじ井豊後、物見に出て帰るをおつかけ、くミうちになさるゝ、其儀、御屋かた信玄公へ、ふかくかくし申候。飯富兵部殿み給ひて、我等にはらをきらせん、と御しかり候事。（484頁）

→信玄が箕輪城攻めを諏訪上社に祈願したのは永禄8年2月吉日で、攻撃は翌年（八十、信玄公東上野へ御発向之事）

一、永禄九年（一五六六）丙とら、初の八月廿六日た（つ）の刻ニ、法性院信玄公、甲府を御たち被成、後ノ八月二日ニ、上野みのわへ御着あり。同十日ニ御備さだめ候て、十三日に、新田あしかゞ筋へ御働ある。「先衆ハ拾八手を一筋六備づゝ三つニわけ、とね川のわたり三つの事、ごりやう・二本木・くず和田三所をこし、御はた本ハ中の瀬、脇ぞなへ八手、両の瀬、後ぞなへ六手も先衆のごとく、是ハ一組二手づゝ、三手に合てこし候へ」とさだめられ、川のこなたには、信州伊奈・松本侍衆ニ、あな山入道ばいせつを大将ニ被成、さし置たまひ、さて、すゑのみちに河などありて、一筋のわたりをば、味かた、右のかたよりおしわたり其次其次と被仰付候。東上野へ御はつかう被成、につ田・あしかゞ迄、やきつめ働給いて、八月末ニみのわ迄御馬を入られ、九月中、西上野ニ逗留ましまし、御もちの城々堅固に被仰付、十月十日ニ御帰陣あり。（365頁）

→事実は確認できない、一方で箕輪城が武田氏にとり上野の拠点であることがわかる（廿五、織田信長之弓矢批判之事）（元亀元年・一五七〇）信長が大敵・剛敵ハ今川義元、扱ハ美濃衆、家康ががうてきハ三川侍、かやうのがう敵計に、信玄、わかき時より今迄もたゝかひそうろう。上野みのわ永野信濃守父子にも、七年かゝり候ておさめ、今ハ信長・家康を敵に仕り候へバ、信玄、がう敵・大敵に生れつきたるゆみとり也。（417頁）

→長野業正への高い評価

（甲州武田法性院信玄御代惣人数事）

關東方、新田・足利へ之御先

一、内藤修理 手前二百五拾キ。

此相備

一、たいら	四拾騎	一、高山	五拾騎
一、白倉	五拾騎	一、きべ	五拾騎
一、あまを	五拾騎	一、くらがの	五拾騎

一、ごかん・ながね 合六拾騎

合、六百騎。西面御陣ノ時ハ、相備ハ半役也。内藤手前も、五拾キ計、**みのわ**にのこす。
(187 頁)

(在城衆)

一、内藤修理、上州**みのわ**に在城シテ、西北ノ御陣ニハ、跡ヲ能申付、其身ハ御供也。
(194 頁)

→『甲陽軍鑑』の記載は年号などが事実と言えない

2 武田氏と上州・箕輪

天文 15 年 (1546)

5 月 20 日＝晴信に攻められ佐久郡内山城城主大井貞清敗れて城を開き、野沢に逃げる

7 月 18 日＝晴信の将上原昌辰、内山城に入る (高白齋記)

天文 16 年 (1547) →「甲州法度の次第」を定める

8 月 6 日＝晴信、内田清三等に小田井原合戦の戦功を賞す

8 月 11 日＝晴信、志賀城を攻め落とし、**笠原清繁**父子及び援軍**菅原城主高田憲頼**等、敗死
(高白齋記、勝山記)

(天文十五年・一五四六) 去程ニ世間悉致餓死候而、不及言語ニ。去共売買安シ。此年信州佐久郡シカ殿城ヲ甲州ノ人数、信州人数、悉談合被成候而、取懸被食。去程シカ殿モ随分ノ兵共ヲ御持候、又常州ノモノオヤニテ御座、高田方シカ殿ヲ見継候而、城ヲ守リ被食。去程ニ又常州随分ノ旁高田ヲ見付候而、浅間嶽廻御陣ヲ取候。去程ニソレヲ目懸候而、板垣駿河守殿、甘利備前守殿、横田備中守殿、多田三八殿、其外打向軍被成。去程ニ常州人数切劣候而、名大将十四五人打取、雑人三千計打取。此首ヲシカ城廻悉御懸候、是ヲ見テ要害ノ人数々カヲ失ヒ申。去程ニ城ハ水ニツマリテ、常州人数ト合戦ハ八月六日、シカ要害ハ八月十一日、依田一門、高田一族、シカ殿御内ハカロウ平六左衛門尉、兄弟八人、去間以上打死三百計。シカ殿^{おがみ}御上ヲハ小山田羽州給テ、駒橋へ御同心申。去程男女イケトリ被成候而、悉甲州へ引越申。去程ニ二貫、三貫、五貫、一貫ニテモ身類アル人ハ承ケ。 (『妙法寺記』)

天文 17 年 (1548)

2 月 14 日＝晴信、村上義清と小県郡上田原で戦い敗北 (神使御頭之日記、勝山記)

8 月 11 日＝晴信、内田清三等の志賀城攻めの戦功を賞す

天文 19 年 (1550) 10 月 1 日＝**砥石崩れ**

天文 20 年 (1551) 5 月 26 日＝**真田幸隆**、小県郡砥石城を陥れる

天文 22 年 (1553) 4 月 9 日＝晴信、村上義清の葛尾城落城、義清越後へ逃げる

永禄元年 (弘治 4 年、1558)

閏 6 月 16 日＝晴信、市田茂竹庵に上州出陣につき書状 (武家事紀)

永禄 4 年 (1561)

3 月 10 日＝信玄、小畑源太郎に知行を宛がう (諸士家蔵文書)

4 月 11 日＝信玄の兵、碓氷峠を越え松井田に陣を進め、借宿に放火 (片野文書)

9 月 10 日＝上杉政虎、武田信玄の軍と更級郡川中島で戦う→**第四回川中島合戦**

11月2日＝信玄、北条氏康支援のため上野に出兵につき松原社に戦勝を祈願
11月9日＝信玄、浦野中務少輔、某（鎌原）に書状（新編会津風土記六、鎌原系図）
11月13日＝信玄、長年寺に禁制（榛名町・長年寺文書）
11月19日＝信玄、某（鎌原宮内少輔か）に感状（加沢記、鎌原系図）
11月25日＝信玄、上野国一宮に高札（大坪家文書）
12月2日＝武田家、下諏方宰相に所領を宛がいを約束（群馬県倉渕村・武井家文書）
永禄5年（1562）
2月10日＝信玄、宰相殿に知行を宛がう（武井家文書）
2月24日＝信玄、**長野信濃守**に書状（内田文書）
3月9日＝信玄、小幡尾張入道に知行安堵（諸家所蔵文書、野口寛三氏所蔵文書）
3月26日＝信玄、鎌原宮内少輔（重澄）に信濃移住を勧め、小県郡海野での所領宛がいを約束（鎌原系図、伏島家文書）
5月8日＝信玄、浦野中務少輔に書状（会津若松市・大竹文書）
5月17日＝信玄、鎌原宮内少輔に書状（伏島家文書）
5月19日＝信玄、浦野中務少輔に書状（新編会津風土記六）
6月27日＝信玄、鎌原宮内少輔に書状（伏島家文書）
9月18日＝信玄、宇都宮（広綱）に書状（宇都宮家所蔵文書）
先日は啓せしめ候ひき。参着候や。よってその表日を逐って御利運の由、始まらざる子細

と雖も、御武略比類無き次第に候。今度上州へ^参行に及び、**箕輪**・惣社・倉賀野の郷村悉く撃砕、**作毛以下**苅り執り、先ず当国に至って馬を納め候。来月下旬今川・北条と申し合わせ、必ず利根川を超え、この時関東の是非を付くべき存分に候。畢竟御入魂本望たるべく候。委曲面談を期し候間、具にするあたわず候。恐々謹言。

永禄五年八月 信玄（花押）

宇都宮殿

9月22日＝信玄、浦野新八郎に**箕輪**領で知行を宛がう（浦野文書）
永禄6年（1563）
5月3日＝武田家、某に過所（加沢記）
9月11日＝信玄、斎藤弥三郎に書状（松雲公採集古文書）
9月28日＝信玄、一宮神太郎に遷宮について書状（貫前神社文書）
10月19日＝信玄、安中七郎三郎（景繁）に書状（会津酒造歴史館所蔵文書）
12月5日＝武田家、長年寺に禁制（長年寺文書）
12月9日＝武田家、石神郷に禁制（吉井町郷土館所蔵・富田家文書）
12月9日＝甘利昌忠、浦野中務少輔に書状（新編会津風土記六）
12月12日＝信玄、岩櫃城の斎藤越前入道を討った諸士等を賞す（加沢平次左衛門遺著）
12月24日＝武田家、上野一宮造用材を伊那郡から運ぶため過所（貫前神社文書）
閏12月5日より以前＝信玄、金山城を攻める（富岡家古文書）
閏12月14日＝武田家、禁制（深谷市・飯島家文書）
永禄7年（1564）

正月 7 日＝信玄、浦野中務少輔に年賀状（新編会津風土記六）
正月 11 日＝武田家、上州一宮本願に一宮造宮の番匠の糧物について過所（横尾家文書）
正月 22 日＝武田家、信濃諸役所に梶山三次郎の過所（川崎市・梶山家文書）
正月 22 日＝信玄、鎌原宮内少輔に岩下の人質について書状（国会図書館所蔵）
2 月 14 日＝武田家、村上左馬允、八須賀縫殿助、折田将監に知行を宛がう（村上家文書、熊谷家文書、折田家文書）
2 月 14 日＝信玄、尻高弥二郎に一跡を渡す（歴代古案七）
2 月 15 日＝武田家、湯本小次郎に本領を安堵（熊谷家文書）
2 月 15 日＝武田家、安中五郎兵衛に過所（小俣文書、安中家文書）
2 月 16 日＝武田家、富沢大学新恩分を確認する（吾妻町・善導寺文書）
2 月 17 日＝信玄、鎌原重澄に小県郡海野の地を改替し、本領上野三原を安堵（鎌原系図）
2 月 17 日＝信玄、湯本善太夫に本領を安堵（加沢記）
2 月 17 日＝信玄、鎌原筑前守に先約にしたがい所領を与える（鎌原系図）
2 月 22 日＝信玄、信濃諸役所の梶山与三次郎の荷物を通させる（梶山家文書）
2 月 24 日＝信玄、鎌原重澄知行の百姓で信州に徘徊する者を還住させる（鎌原系図）
4 月 3 日＝信玄、和田兵衛太夫に輝虎の沼田在陣を伝える（上古文書集）
4 月 17 日＝信玄、山内信濃守、横田石見守に書状（正木文書）
5 月朔日＝信玄、大熊伊賀守に倉賀野仕置などについて書状（記録御用所本古文書）
5 月 17 日＝信玄、上野に兵を進め武蔵本庄等に放火。この日、佐久郡平原に兵を返し、真田幸隆等に上野の在番を命じ、敵に備えさせる（鎌原系図）
6 月 2 日＝信玄、富田主計助に感状（富田家文書）
6 月 14 日＝信玄、安越入道（安中重繁か）に書状（篠山町・赤見家文書）
10 月 25 日＝信玄、輝虎軍が沼田に移るとの報を得、小諸城将の小山田昌行等に佐久郡同心衆を集め、城の警戒をきびしくさせる（小山田文書）
10 月 27 日＝信玄、輝虎が飯山に出陣したため、真田幸隆に警戒を命ずる（真田家文書）

永禄 8 年（1565）

正月 8 日＝信玄、兵を岩櫃に進め、沼田城を窺う。この日、輝虎、沼田城将松本景繁等に備えを厳重にさせる（双玄寺文書）
2 月 7 日＝信玄、**箕輪城**を攻略のため諏訪社上社及び佐久郡新海明神に願文を納め、戦勝を祈る（守矢文書、山宮文書）
2 月吉日＝信玄、諏訪上社に**箕輪城**の攻略を祈願（守矢文書）

願状に曰く

今歳永禄八〔乙丑〕春二月七日、^消びて吉日良刻となし、天道の運数に任せ、甲兵を上州利根河西に引率するの日、先ず諏訪上宮明神に詣づ。その意趣は、殆ど**箕輪**の城十日を経ずして撃碎散亡せんは必せり。^尊に太刀一腰〔銘あり〕・孔方十緡ならびに神馬一疋を進納せしむるところなり。神感なお余りありて、惣社・白井・嶽山等の四邑、^{たやす}く予の掌

握に属し、凱歌を奏し、帰樂案泰せば、則ち神前において苾芻衆を請じ、五部の大乘經を
読誦し、以神徳に報い奉るべし、急々如律令

維時永禄八年〔乙丑〕二月吉辰 信玄〔敬白す〕（花押）

- 3月8日＝信玄、真田幸隆・源太左衛門に白井落居について書状（真田文書）
- 3月13日＝信玄、武蔵の安西氏に倉賀野城への参陣を促す（古書店入札目録）
- 3月13日＝信玄、清野刑部左衛門尉に書状（加沢記）
- 3月14日＝武田家、赤見綱泰（山城）に人返し令を出す（松代藩士系譜）
- 3月15日＝武田家、分国諸役所に富田主計の荷物を通過させる（富田家文書）
- 5月1日＝信玄、大熊尊秀に真田昌幸等が3日以内に着城と伝え、備えを固める（古文書）
- 5月8日＝信玄、浦野中務少輔に感状（大竹文書）
- 5月17日＝信玄、鎌原宮内少輔に書状（鎌原系図）
- 5月19日＝信玄、浦野中務少輔に書状（新編会津風土記）
- 6月25日＝信玄、上野に入り倉賀野城を陥れ、**長野業正**を**箕輪城**に攻めようとする。この日、輝虎、小泉城主富岡重朝に業正を支援させ、自ら出陣して信濃を牽制（歴代古案一、蠹簡集残編六）
- 7月23日＝輝虎、上野城主富岡重朝に書を送り、信玄牽制のため明日信濃に攻め入ることを伝える（蠹簡集残編六、歴代古案七）
- 8月2日＝信玄、和田右兵衛太夫に書状（古文書集五）
- 10月23日＝信玄、小幡源五郎に書状（小幡文書）
- 10月29日＝信玄、室賀山城守に倉賀野着城を知らせる（室賀文書）
- 11月12日＝信玄、日向大和入道（是吉）を輝虎の上野出陣備えて岩櫃城に赴かせ、真田幸隆と共に同国大戸の計略をさせる（富野俊一郎氏所蔵文書）

永禄9年（1566）

- 2月7日＝武田家、一宮神太郎に伝馬手形す（貫前神社文書）
- 3月晦日＝信玄、西窪勝千代に知行を安堵（加沢記、西窪家文書）
- 3月晦日＝信玄、唐沢お猿、湯本善太夫に知行を安堵（加沢記）
- 5月1日＝信玄、大熊伊賀守に倉賀野仕置について書状（記録御用所本）
- 6月22日＝武田家、小暮弥四郎に本領を安堵（小暮家文書）
- 8月26日＝信玄、輝虎が加賀に出陣すると情報を得て、兵を信濃・越後の国境に進める。この日、本願寺光佐（顕如）信玄に書状を送って感謝（顕如上人御書札案留）
- 閏8月19日＝これより先、輝虎軍が沼田に着陣し、吾妻郡を攻めようとする。信玄は禰津・望月等の諸士を長野原城に派遣して備えさせる。信玄、山家薩摩守・大井源八郎・依田亦左衛門・浦野宮内左衛門に書状（武家事紀）
- 閏8月19日＝信玄、高井郡仁礼口で鎌原重澄の荷物を通らせる（羽生田家文書）
- 閏8月27日＝信玄、安中越前入道に書状（岡本家文書）
- 9月8日＝信玄、浦野中務少輔に書状（浦野文書）
- 9月10日＝武田家、榛名山に高札（榛名社文書）
- 9月10日＝信玄、浦野中務少輔に書状（会津風土記）

9月29日＝信玄、工藤源左衛門尉（昌秀）へ自筆書状（守矢正造氏所蔵文書）

10月29日＝信玄、室賀山城守に上州のことにつき書状（室賀家文書）

永禄10年（1567）

3月6日＝信玄、一徳斎・甘利郷左衛門尉（信康）・金丸筑前守（虎義）に、白井不日に落去他につき書状（旧上今諏訪村助太郎旧蔵文書）

3月8日＝信玄、真田源太左衛門尉（信綱）に白井落居等につき書状（真田家文書）

3月28日＝信玄、原孫次郎に知行を安堵（漆原家文書）

卯月7日＝武田家、子持神社に高札（子持神社文書）

4月16日＝信玄、信濃の浦野宮内左衛門尉・同能化丸に三島等の地を宛がう（浦野文書）

4月29日＝武田家、高山彦兵衛尉（定重）に知行を宛がう（高山家文書）

5月1日＝武田家、子持山神領を安堵（子持神社文書）

5月1日＝武田家、浦野民部左衛門に神領を安堵（新編会津風土記）

5月1日＝武田家、大熊伊賀守に神領を安堵（記録御用所本古文書）

5月1日＝武田家、鹿野新左衛門尉他に知行を宛がう約束（折田家文書）

5月4日＝武田家、小林監物の所領を安堵（小林文書）

5月4日＝武田家、三原衆に草津湯治停止令を出す（黒岩家文書）

5月5日＝信玄、瀬下豊後守に佐久郡釈尊寺等の地を宛がう（上州瀬下氏由緒書）

5月5日＝武田家、安中丹後守に知行を宛がう（市谷八幡社文書）

5月8日＝信玄、海野中務少輔が信玄に属し戦功を顕したことを賞す（大竹文書）

5月20日＝信玄、関屋備後守等に高井郡荊田郷等の地を宛がう（武文書）

5月晦日＝武田家、諸役所に小田衆10人を通すよう命ずる（石田文書）

6月1日＝信玄、後閑伊勢守に軍役定書を出す（上野、三裔考）

6月27日＝信玄、後閑伊勢守に書状（三裔考、新田文庫文書）

7月1日＝武田家、安中丹後守に知行を宛がう（市谷八幡社文書）

7月1日＝武田家、後閑伊勢守（信純）の軍役を定める（三州寺社古文書）

7月7日＝武田家、上州の後閑宮内少輔（信純）に知行を宛がう

7月14日＝武田家、小菅監物に替地を渡す（黒沢芳弘氏所蔵文書）

8月7日＝信玄、家臣団諸士に起請文を提出させる（生島足島神社文書）

10月5日＝信玄、矢島重勝に上野西牧の内を宛がう（矢島清人氏旧蔵文書）

10月5日＝信玄、上野一宮造替のため、信濃四郡で棟別扱を勧進させる（貫前神社文書）

11月23日＝信玄、松鶴軒（禰津元直）箕輪在城により鼻郷等の地を宛がう（甲斐国志）

11月25日＝武田家、小幡孫十郎に替地を宛がう（西光院文書）

12月2日＝信玄、大井高政・同満安が箕輪城に在城するので、信濃本領の替地を上野において出すことを約束（武州文書）

12月4日＝武田家、小林美濃守に禁制（小林家文書）

永禄11年（1568）

正月19日＝浅利信種、箕輪在城衆・同番手衆に判物（漆原家文書）

正月23日＝信玄、極楽院に寺領を宛がう（中沢家文書）

正月23日＝信玄、極楽院に西上野年行事職を安堵（住心院文書）

3月3日＝信玄、佐瀬大学助に書状（会津四家合考九）

3月13日＝武田家、高山彦兵衛尉に代官を申しつける（高山家文書）
 3月21日＝信玄、鶴浦入道に書状（会津四家合考九）
 卯月17日＝信玄、山内信濃守に書状（大島順一氏所蔵文書）
 卯月20日＝信玄、鶴浦左衛門入道に越後の情勢について書状（新編会津風土記三二）
 5月5日＝武田家、瀬下豊後守に知行を宛がう（上野諸家所蔵文書）
 6月12日＝武田家、赤見山城守に人返し令を出す（松代藩士系譜抄）
 7月10日＝信玄、赤見源七郎に輝虎の属城飯山城を攻め落とした感状（赤見文書）
 8月17日＝武田家、石北下野守に知行を宛がう（石北家文書）
 8月28日＝武田家、外郎源七郎に靱子宛行状を出す（陳外郎文書）
 10月1日＝武田家、小幡孫十郎に知行を安堵（佐藤家文書）
 12月24日＝信玄、小幡上総介（信真）に書状（高橋弘二氏所蔵文書）
 12月28日＝武田家、某に祭祀等につき定める（竹林家文書）

永禄12年（1569）

5月17日＝武田家、高山彦兵衛尉に同心を申しつける（高山系図）
 5月18日＝信玄、小幡孫十郎に本領を安堵（西部古書即売展目録第2回）
 閏5月16日＝信玄、浦野宮内左衛門尉へ書状（小幡文書）
 8月4日＝信玄、和田弥一郎（昌繁）に知行を宛がう（永山祐三氏所蔵文書）
 8月5日＝信玄、浦野民部右衛門尉に知行を宛がう（新編会津風土記六）
 8月10日＝信玄、大井小兵衛（満安）に知行を与え、**箕輪城**在城を命じる（大井家文書）
 9月10日＝信玄、西上野に入り、武蔵鉢形城の北条氏邦を攻める（上杉家文書）
 10月6日＝信玄、相模に入り、小田原城に放火して退く、この日北条氏政の兵、信玄を追撃して、三増峠で戦う（上杉家文書）

元亀元年（永禄13年、1570）

2月22日＝信玄、高山大和守に駿河国の戦況を伝える（高山吉重氏所蔵文書）
 3月10日＝信玄、安中左近の戦功を賞す
 3月19日＝信玄、某に書状を送る（松田家文書）
 3月20日＝信玄、原孫次郎に書状（漆原家文書）
 卯月3日＝信玄、和田兵衛大夫に味方に参じない不実を責め、春日虎綱等と信濃・上野先において談合するように命じる（長野家文書）
 卯月10日＝武田家、某に軍役覚を出す（大沢二郎氏所蔵文書）
 6月27日＝信玄、太田美濃守（資正）に書状（太田文書）
 9月10日＝**内藤昌秀**、**箕輪在陣衆**・同御番手衆に禁制（群馬県箕里町・極楽院文書）
 9月＝信玄、岩村田に着陣、上州・武州への出撃に備える（米沢市立図書館蔵）
 10月24日＝上杉輝虎、信玄が上野に出たのを聞き出陣、信玄退く。この日、輝虎、協力して信玄を討とうと北条氏政に申し出る（北条文書）
 10月27日＝信玄、一色（義棟）に武蔵出陣の様子を伝える（武田神社蔵）
 11月27日＝信玄、高山山城守に替地を宛がう（高山家文書）
 11月28日＝信玄、堤左近丞に佐久郡中込の地を宛がう（小林家文書）
 12月5日＝武田家、須賀佐渡守に知行を宛がう（須賀家文書）
 12月27日＝信玄、高山山城守に替地を宛がう（高山文書）

元龜2年(1571)

- 2月19日＝内藤昌秀、湯浅新七郎方屋敷の竹木を伐ることを禁止（湯浅家文書）
- 2月22日＝信玄、高山大和守に書状（高山文書）
- 7月2日＝信玄、加藤与五右衛門尉に本領替地として板鼻の地を宛がう（市川家文書）
- 9月23日＝信玄、真田安房守が白井城を落城させたことを賞す（長国寺殿御事蹟稿）
- 11月朔日＝武田家、某に知行宛行を約束（田沼家文書）
- 11月10日＝信玄、小幡民部助（昌高）に厩橋について書状（古典籍展覧入札目録1968年）

元龜3年(1572)

- 1月7日＝信玄、浦野中務少輔に近く厩橋に出陣することを伝える（浦野文書）
- 正月8日＝信玄、信竜斎（小幡憲重）・小泉上総介（信真）に書状（中村不能斎採集文書）
- 正月23日＝武田家、戸榛名神社に高札（戸榛名神社文書）
- 正月27日＝武田家、原孫次郎に往復人を討ち捕らえさせる（漆原昌徳氏所蔵文書）
- 正月27日＝信玄、白井衆に知行宛行を約束（石北家文書）
- 閏正月9日＝武田家、長年寺に高札（長年寺文書）
- 2月3日＝信玄、極楽院に寺中定書（極楽院文書）
- 2月4日＝武田家、補陀寺に年貢注進者を申しつける（補陀寺文書）
- 2月12日＝武田家、堀口新兵衛に諸役を免許（堀口家文書）
- 3月6日＝信玄、真田一徳斎（幸隆）が白井城を攻略したことを嘉し、箕輪城に在番して春日虎綱に協力を命ずる（甲斐国志）
- 3月20日＝信玄、上杉勢の攻勢を防ぐため、再度西上野へ出陣（漆原文書）
- 3月20日＝信玄、原孫次郎に書状（漆原文書二）
- 5月3日＝信玄、小林与兵衛尉に依田又左衛門尉の被官を預け、軍役を加増する。武藤昌幸（真田昌幸）奉じる（諸家古案集一）
- 6月9日＝信玄、小幡民部助（昌高）に知行を宛がう（小幡文書）
- 6月9日＝武田家、高山彦兵衛に代官を申し付ける（群馬県庁探訪文書）
- 6月9日＝武田家、高山与次に感状（群馬県庁探訪文書、川上欽一郎氏所蔵文書）
- 6月14日＝武田家、高山彦兵衛尉（定重）に市場定書（高山徳樹氏所蔵文書）
- 6月19日＝信玄、浦野新八郎に替地を宛がう（会津風土記）
- 8月11日＝信玄、北条氏政と協力して関東に出陣しようとし、葛山衆に軍役を定める（歴代古案五）
- 8月28日＝信玄、真光寺に寺領を寄進する（真光寺文書二）

天正元年(元龜4年、1573)→信玄没

- 3月＝沼田・厩橋の兵、謙信に加勢して白井城を陥れる。上杉憲景、同城に入り西上野の真田幸隆の領地を侵す（雙林寺伝記）
- 5月17日＝武田家、林也坊に不動寺住持職を安堵（不動寺文書）
- 5月＝武田家、高井弥太夫に条々を出す（高井家文書）
- 7月20日＝勝頼、小幡民部少輔（昌高）に書状（別本歴代古案一七）
- 8月2日＝武田家、松井田宗徳寺に屋敷を安堵（崇徳寺文書）
- 9月8日＝勝頼、上条伊勢入道（後閑信純）・伴野宮内少輔・小幡民部助・「竹重」藤五郎に書状（竹重家文書）

11月1日＝武田家、軍役定書を浦野宮内左衛門尉に出す（新編会津風土記六）
11月25日＝武田家、坂本本郷の地下人に信濃と上野の間の往還の伝馬役勤めに普請役を免許（雑録追加七）

12月2日＝田勝頼、小幡与一等に書状（君山合偏二一）

天正2年（1574）

7月18日＝勝頼、和田兵衛太夫（業繁）に知行を与える（武家事紀卷三十三）
7月19日＝勝頼、小幡民部助（昌高）に知行を宛がう（別本歴代古案、小幡文書）
7月19日＝勝頼、浦野新八郎に知行を宛がう（新編会津風土記六）
8月朔日＝勝頼、小幡上総介（信真）に北条氏政に対する備えを堅固にさせる（中村不能斎採集文書）
8月14日＝武田家、上州一宮に西上州での勸進許可（大坪家文書）
8月18日＝勝頼、一宮左衛門尉（氏忠）に書状（小幡洋資氏所蔵文書）
8月22日＝武田家、高山彦兵衛尉（定重）に替地を宛がう（高橋家文書）
閏11月9日＝勝頼、浦野宮内左衛門尉に書状、北条氏政の求めにより人数を動かすように求める（小幡文書）

天正3年（1575）

3月9日＝和田信業、不動寺に寺領を安堵（竹林文彦氏所蔵文書）
3月24日＝勝頼、安中左近大夫（景繁）に書状（慈雲寺文書）
卯月5日＝勝頼、内藤修理亮（昌秀）に書状（工藤文書）
5月6日＝勝頼、小幡上総介（信真）に軍役条目（正安寺文書）
5月6日＝武田家、渋川郷に高札（岸本正之助氏所蔵文書）
5月7日＝小幡信真、保小陣所に書状（松田家文書）
5月21日＝長篠合戦
6月3日＝武田家、外郎七郎兵衛に諸役を免許（陳外郎家文書）
9月吉日＝武田家、新井筑後守、新井惣右衛門尉、岳井式部丞、岩田加賀守、原左京亮に官途状（山田家文書、湯浅家文書、岸田家文書、漆原家文書、）
10月27日＝小幡信真、黒沢源三、高橋十左衛門尉に本領安堵（黒沢家文書、高橋家文書）
12月16日＝田勝頼、浦野宮内左衛門尉に書状（新編会津風土記六）
12月16日＝武田家、小泉総三郎（昌宗）に軍役条目（続錦雑誌七）
12月16日＝武田家、某に軍役条目を出す（秋田藩家蔵古文書）
12月27日＝武田家、富田対馬守に郷中定書を出す（富田家文書）
12月28日＝武田家、高札を出す（富田家文書）

天正四年（一五七六）

2月23日＝真田昌幸、板垣信安と連署で戸春名神領を泉明寺に安堵（戸榛名神社文書）
2月25日＝武田家、小宮山丹後守に小幡孫十郎被官の人質女子について指示（細川良爾氏所蔵松木家文書）
3月27日＝武田家、箕輪在城衆の瀬戸神十郎に小県郡海野で知行を宛がう（岡部文書）
4月5日＝勝頼、存恵和尚に寺領を安堵（長年寺文書）
4月5日＝武田家、長年寺に禁制を出す（長年寺文書）
4月7日＝真田昌幸、子持山神社に禁制（子持山神社文書）

5月5日＝武田家、良清に瑠璃山延養寺の再興安堵状（慈眼寺所蔵文書）
5月5日＝武田家、良清に瑠璃山延養寺へ寺中定書（慈眼寺所蔵文書）
5月吉日＝武田家、外郎七兵衛尉に官途状（陳外郎家文書）
6月17日＝武田家、極楽院に寺領を安堵（住心院文書）
6月17日＝武田家、極楽院に西上州から上洛の山伏を押さえるよう命ずる（中沢家文書）
8月7日＝武田家、西上州長吏助左衛門に長吏職を安堵（御府内備考卷二〇）
10月吉日＝武田家、瀬下某を采女とする（上州瀬下氏由緒書）
10月吉日＝武田家、後閑某を又右衛門とする（後閑家文書）

天正5年（1577）

3月＝武田家、子持山別当に社領を安堵（子持山神社文書）
5月21日＝勝頼、小幡孫十郎に書状（甲州古文書）
5月27日＝武田家、外郎に仮名を安堵る（陳外郎家文書）
5月29日＝武田家、補陀寺に寺中定書を出す（補陀寺文書）
6月21日＝武田家、岳雲軒（下曾根浄喜）に信州より宇津木に至る過所（宇津木家文書）
7月3日＝武田家、不動院に西上州年行事職を安堵（大聖院文書）
10月12日＝武田家、後閑某を下野守とする（後閑家文書）
11月24日＝武田家、小林齋に人返し令を出す（小林家文書）

天正6年（1578）

3月23日＝武田家、不動寺に寺領を安堵（不動寺文書）
4月3日＝武田家、福田加賀守に官途状（福田家文書）
5月23日＝武田家、原沢惣兵衛に知行宛行を約束（加沢記）
5月23日＝武田家、某に知行宛行を約束（加沢記）
5月23日＝武田家、原沢杵助など6人に知行宛行を約束（原沢家文書）
7月29日＝勝頼、浦野弾正忠に書状（小幡文書）
12月15日＝武田家、浦野民部助に竹木を城用以外で切ることを禁ずる（浦野家文書）

天正7年（1579）

正月24日＝武田家、成就院に寺中定書を出す（成就院文書）
2月8日＝武田家、和田河内守に替地を宛がう（遠江国風土記伝）
2月9日＝内藤昌月、瀬下隼人に箕輪在城について書状（手塚良一氏所蔵文書）
2月＝勝頼、昌幸に上野石橋郷の内一軒分の諸役を免じる（長国寺殿御事蹟稿』一）
4月3日＝勝頼、後閑弥太郎に知行を宛がう（後閑家文書）
4月3日＝勝頼、上条善次郎に知行を宛がう（新田文庫文書）
7月吉日＝武田家、田沼庄左衛門尉に官途状（田沼家文書）
9月17日＝勝頼、安中七郎三郎に書状（慈雲寺文書）
11月16日＝武田家、跡部勝忠に留守中の仕置覚を出す（諸州古文書四下）
11月22日＝勝頼、小林齋に知行を宛がう（小林家文書）
12月26日＝勝頼、小中彦兵衛尉の来附を納れ、この日、沼田を攻め取らせ、事が成ったならば、本領を安堵することを約束。武田家、河田重親に宛行状（諫早謙採集文書）

天正8年（1580）

正月4日＝武田家、陳外郎源十郎に兄の遺跡を安堵（陳外郎文書）

正月 7 日＝菅原為繁、赤城神社の神主へ勝頼の出陣について祈願状（奈良原家文書）
正月 18 日＝勝頼、小幡縫殿助に本領を安堵（佐藤家文書）
正月 20 日＝勝頼、上条宮内少輔に本領を安堵（新田文庫文書）
正月 20 日＝武田家、某寺に山林伐採を禁止（清水寺文書）
正月 20 日＝土屋昌恒、某（浦野氏または出浦氏）に勝頼へ酒進上の礼状（君山合偏二）
2 月 4 日＝真田昌幸、僧某に上野倉内を手に入れたら所領を与えると約束（加沢記）
3 月 6 日＝武田家、宗徳寺に禁制（崇徳寺文書）
3 月 6 日＝勝頼、浦野孫六郎に書状（新編会津風土記六）
3 月 10 日＝武田家、浦野民部右衛門尉に沼田本意の上宛がいを約束（新編会津風土記六）
3 月 13 日＝土屋昌恒、浦野民部右衛門尉に宛行等につき書状（新編会津風土記六）
3 月 16 日＝武田家、小川荷葉齋に真田昌幸を奉行人として知行を与える（別本歴代古案一七）
3 月 16 日＝真田昌幸、小菅刑部少輔に小川荷葉齋のことなどについて知らせる（参考書家系図一六）
3 月吉日＝武田家、関屋若狭守、関屋新左衛門尉、原豊前守、小島豊後守に官途状（武家文書、諸家古案集、伊佐早謙採集文書一四）
閏 3 月 14 日＝武田家、某に鉄炮薬抹奉行を知らせる（小幡文書）
閏 3 月 30 日＝勝頼、矢沢薩摩守（頼綱）の沼田城での戦功を賞し、援軍を得て、備えを固めるようにと命じる（真武内伝附録巻二、矢澤家文書）
4 月 10 日＝武田家、今井郷に禁制（石倉家文書、武三三二一）
4 月 10 日＝武田家、堀口郷、山王堂に禁制を出す（石倉家文書）
4 月 10 日＝武田家、石倉孫六に知行宛行を約束（石倉家文書）
4 月 12 日＝武田家、天王左衛門大夫に神職を安堵（高井家文書）
4 月 27 日＝武田家、浦野後室に普請役を免許（秋田藩家蔵文書五〇）
5 月 6 日＝真田昌幸、森下又左衛門に知行を宛がう（森下文書）
5 月 19 日＝真田昌幸、小川可遊齋に知行安堵（吉川金蔵氏所蔵文書）
5 月 23 日＝真田昌幸、勝頼の命によって海野幸光等を沼田城に在城させ、軍令を出す（吾妻記）
5 月 26 日＝武田家、諸役所中に富士参詣の者を通過させる（石倉家文書）
6 月 12 日＝勝頼、内藤昌月に書状（内藤家文書）
6 月 27 日＝勝頼、森下又左衛門に沼田城攻略の後に所領を宛がうことを約束。朱印状の奉行人に真田昌幸（森下文書）
6 月 27 日＝勝頼、田村角内に沼田城攻略の後に所領を宛がうことを約束。朱印状の奉行人に真田昌幸（細矢菊治氏所蔵文書）
6 月晦日＝武田家、金子美濃守、西山市之丞に本領を安堵（加沢記三）
7 月 1 日＝勝頼、小川可遊齋に替地を宛がう（真如苑所蔵文書）
7 月 2 日＝勝頼、小幡上総介（信真）に書状（会津酒造歴史資料館所蔵文書）
8 月 5 日＝武田家、浦野民部右衛門尉に替地を宛がう（新編会津風土記六）
8 月 5 日＝勝頼、小川可遊齋に出馬を報せるが、その口上を昌幸（吉川金蔵氏所蔵文書）

8月17日＝真田昌幸、名胡桃から用土新左衛門（藤田康邦）に書状、武田に味方してくれることを喜び、いっそうの奔走を求める（松代古文書写）
8月23日＝勝頼か、小川可遊齋に条目を出す（米沢市立図書館所蔵文書）
8月27日＝武田家、外郎源七郎に蔵籾を宛がう（陳外郎文書）
8月29日＝勝頼、工藤銀七郎に書状（信甲文書）
8月29日＝勝頼、縄島兵部助に書状（綱島家文書）
8月＝勝頼、東上野に出陣。昌幸、先陣を務める
10月12日＝勝頼、関東諸将の求めにより、上野に出馬して諸城を陥れ、この日、北条氏政、戦わずして退去を景勝に報ずる（上杉家文書）
12月7日＝勝頼、可遊齋に知行を宛がう（別本歴代古案一七）
12月9日＝勝頼、藤田信吉に所領を宛がう。真田昌幸、これを伝達（集古文書タ）
12月9日＝勝頼、小川可遊齋に私領内諸役および上方出陣を免除。奉行人を真田昌幸が勤める（別本歴代古案一七）
12月19日＝真田信幸、上野金剛院別当に同社検地の出目分を寄進（長国寺殿御事蹟稿二）
12月29日＝勝頼、真下但馬に信濃河北の内反町分の地を宛がう。真田昌幸が奉行人（加沢平次左衛門遺著）

天正9年（1581）

1月9日＝武田家、入沢治部少輔に巢鷹を進納させる（入沢家文書）
2月11日＝勝頼、矢沢頼綱等の上野沼田における戦功を賞す（矢沢家文書）
2月12日＝勝頼、金子美濃守（泰清）に書状（加沢記三）
2月20日＝勝頼、真下但馬に所領信濃曾利町分の郷次諸役免除。真田昌幸が奉行人（加沢記三）
2月21日＝勝頼、小川可遊齋に知行宛がいを約束。真田昌幸が奉行人（吉川金蔵氏所蔵文書）
3月6日＝勝頼、浦野孫六郎に某地の城普請をさせる（新編会津風土記六）
3月7日＝真田昌幸、海野幸光等の上野における軍功を賞す（長国寺殿御事蹟稿）
3月10日＝真田昌幸、浦野民部左衛門尉に書状（新編会津風土記六）
6月7日＝勝頼、真田昌幸に沼田領支配の条目を出す（真田家文書）
6月7日＝勝頼、藤田信吉に書状、昌幸が伝言（沼田根元記、加沢平次左衛門遺著二）
6月19日＝勝頼、箕輪城将内藤昌月に命じ、佐久郡龍雲寺門前の番匠を方丈造立のため帰国させる（龍雲寺文書）
6月23日＝武田家、下源七郎に兄の遺跡を安堵（武井家文書）
7月10日＝真田昌幸、須田新左衛門等の戦功を賞す（長国寺殿御事蹟稿）
8月3日＝勝頼、某に書状、沼田に出勢して真田昌幸・跡部勝資の指図に従うようにとある（大石・正木・岡本・秋山・鳥居・石野文書）
8月5日＝これより先、勝頼、小川可遊齋の請いに応じ、兵を西上野に出す、この日真田昌幸をして、重ねて要請あらば自ら出馬すべき旨を可遊齋に伝える（別本歴代古案十七）
8月24日＝真田昌幸の兵、上野津久田を攻めて破る（堤文書）
8月27日＝武田家、和田信業に市場の定書（岡本家文書）
11月6日＝土屋昌恒、浦野民部右衛門尉へ書状（新編会津風土記六）

天正 10 年 (1582)

- 正月 20 日 = 武田家、祢宜山田宮内助に社領を安堵 (山田家文書)
- 正月 28 日 = 勝頼、上野善導寺に寺領を寄進。真田昌幸が奉ずる (善導寺文書)
- 2 月 28 日 = 勝頼、穴山信君が徳川家康に降り織田信長に服属したことを聞き、兵を信濃より甲斐に還す。ついで居城新府の館を焼き逃亡 (古今消息)
- 3 月 1 日 = 武田家、小菅次郎三郎、小菅次郎三郎に参陣をうながす (黒沢家文書)
- 3 月 1 日 = 勝頼、浦野民部右衛門尉に知行を安堵 (新編会津風土記六)
- 3 月 1 日 = 武田家、浦野民部右衛門尉に借儀を免除 (新編会津風土記六)
- 3 月 2 日 = 高遠城落城 (古今消息一、信長公記)
- 3 月 6 日 = 真田昌幸、矢沢頼綱に番衆を招集させる (矢沢家文書)
- 3 月 11 日 = 勝頼・信勝等、織田信忠の軍に敗れ、甲斐田野で没 (立入文書、信長公記)

3 箕輪城跡に武田氏時代の痕跡は見られるか

武田氏 (1566~1582 年) 織田氏 (1582 年) 北条氏 (1582~1590 年)
徳川氏 (1590~1598 年)

戦国大名の拠点として、各大名の有力家臣が配置

特に最後の城主井伊直政は、徳川家康の家臣中では最大石高の 12 万石で封じられた

8 年後の慶長 3 年 (1598)、井伊直政は城を高崎に移し、箕輪城は廃城

高崎市では史跡整備のための発掘調査を平成 10 年度より開始

最後の井伊直政期を中心に門跡、石垣、石組の排水溝、土塁、堀、掘立柱建物がみつかる

特に堀の規模と虎口 (出入り口) 周囲の残りのよさが特徴

特徴を活かした史跡の環境整備・遺構整備に平成 23 年 (2011) 度より着手

本城は平成 17 年に「日本百名城 (日本城郭協会認定)」に選定

参考：松本城天守の建造年

令和 7 年 (2025)、建築木材の年輪年代調査で、大天守の柱について一部の伐採年が 1596 年 (文禄 5) で一致 = 建築年が 1596~1597 年 (慶長 2) 頃であると特定

4 異常気候と生命維持

おわりに

戦争で焼けた城

旧国宝 = 水戸城 (茨城県)、名古屋城 (愛知県)、大垣城 (岐阜県)、和歌山城 (和歌山県)、岡山城 (岡山県)、福山城、広島城 (ともに広島県) の天守が、空襲により焼失・倒壊

仙台城 首里城

戦争遺跡としての城

戦乱の時代に人びとはどう生きたのか → 常に避ける知恵を出す 山小屋

戦国時代といっても戦争は特定の場所で特定の時に行われていた

→ 川中島合戦、塩尻峠合戦

平和な戦国時代

→徹底抗戦した城中の人が奴隷になる
戦争の被害者は弱者
→武士は恩賞と引き替え 巻き込まれる民衆
私たち個人が反対でも政治家が戦争を始める
責任はどこにあるのか →我々も選挙を通じて負担
世界で続く戦争
平和を考える素材としての城